## 第14章 国土交通省九州運輸局長意見及びそれに対する事業者の対応

環境影響評価法第 24 条に基づく環境の保全の見地からの国土交通省九州運輸局長 意見及びそれに対する事業者の対応は、表 14-1 に示すとおりである。

表 14-1(1) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

| る環境影響評価書(以下「評価書」という。に対する環境大臣意見が国土交通大臣を経由して九州運輸局とに送付された。この環境大臣意見においては、本事業による環境影響を回避・低減させるため別紙の措置を請ずるとともに、その旨を評価書に記載することを求めている。 九州運輸局としては、この環境大臣意見を調査・協議を推議する。 たを事業のし、本事業による環境大臣意見を勘案し、本事業に最初で表別紙の措置を講びるとともに、その旨を評価書に記載することを求めている。 九州運輸局としては、この環境大臣意見を勘案し、本事業が、活下防止等頻度の対象の地域で対象と地域は「筑境を存置を調査の体生をででいて地地を対策を調査の生息をでいて、当時、当時、地域は「気境を存置を対象の生息をでいて、当時、対象区域及の関別辺にはオオラクン、当時、大阪東海の生息をでいて、大阪東海に配慮したが、大阪東海に配慮したが、大阪東海に配慮したが、大阪東海に配慮したが、大阪東海に配慮したが、大阪東海に配慮したが、大阪東海に配慮したが、大阪大阪大阪東海に配慮したが、大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪   | _ |    | - 表 14−1(1) 国工父进省九州建制向長息見と事果有の対応<br>  |          |
|---|---|----|---|----------|
| る環境影響評価書(以下「評価書」と いう。に対する環境大臣意見が国土 交通大臣を経由して九州運輸局にはいては、本事業による環境影響を回避・低減させるため別紙の措置を講ずる とともに、その旨を評価書に記載することを求めている。 九州運輸局としては、この環境大臣意環境解化する事業となっていま地を育りを講じることにより、本事業所の措置を講じることにより、本事業所の指置を講じることにより、本事業になる環境大臣意見を勘案し、本事業が別紙の措置を講じることにより、本事業になっていま地を対象区域を領の生息や一部である。また、本事業をと対象区域を領の生息や一部である。また、本事業を内滑に実施するためには地元の理解と協力を得ることが不可欠である。また、本事である。場を活用し、地域住民等に対し丁寧に説明することを求める。  「本学の名」を求める。  「本学の名」を表しては、この環境大臣を議員の対象を対象の生息をでいては、対象区域を領域とはオイラクラーを表し、対象区域を領域とはオーラーを表し、対象区域を領域といる。場合には、対象に対して、環境に配慮したが、現行の列車本数が増加新ることが、現代により、現行の列車本数が増加新ることにより、現行で対象を選挙があると判断されることにより、現行ですることとなります。ことが、表述を表述を表して、表述を対象の影響については「環境保全上野急を要する」を踏まえた措置を実施して、適切な環境保全措置を表述して、適切な環境保全措置を表述の表述を必要となります。このため、評価的な範囲でできる限り回避と、実施することが、企業の大学の表述を対象を指述し、表述を対象を対象を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を |   | 項目 | 九州運輸局長意見の概要   | 事業者の対応   |
| 等の場を活用して、具体的な工事の内容等で実施する環境保全措置の内容等  |   | 項目 | 九州運輸局長意見の概要 平成 27 年 10 月 30 日、本事業に係る環境影響評価書(以下「評価書」とと現境影響評価書(以下「意見が高見が正意見が正されが、本事業になり、大臣を経由して、大臣を響を講しては、本事業による環境影響を講した。ことを講の措置では、本事業によるの旨を認める。ととを求めている。 一、大田の間を記載を表し、大田の環境では、ないるの間を記載を表し、本事業を記載を表し、本事業を表し、本事業を表し、本事業を表し、本事により、本事にある。また、本ののようなとにより、本事に対している。また、本ののようなとにより、本事に対している。また、本ののようなとにより、本事に対している。また、本ののようなとにより、本事に対している。また、本ののようなとにより、本事に対している。また、本ののようなといる。また、本ののようなとにより、本事に対している。また、本ののようなといる。また、本ののようなといる。また、本ののようなといる。また、本ののようなといて、本事に対している。また、本のようなとにより、本事業に対している。また、本事業に対している。また、本事業に対している。また、本事業に対している。また、本事業には、本事業には、ないのは、また、本事業には、ないのは、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、 | 事業者の対応 ・ |

# 表 14-1(2) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

| 項目 | 九州運輸局長意見の概要 | 事業者の対応                                       |
|----|-------------|--|
|    |             | 答するなど丁寧な説明をすることにより、本事業への理解と協力が頂けるよう努めてまいります。 |

表 14-1(3) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

| 項目 | 九州運輸局長意見の概要   | 事業者の対応   |
|----|---|--|
| 総論 | 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。   | 当該地域で存在が確認されている<br>重要な動植物、サシバの営巣状況、供<br>ギシギシ等の播種、移植等の状況、供<br>用後の鉄道騒音・振動測定等の事後調<br>査を適切に実施します。<br>環境監視については、工事に伴う騒<br>音振動、工事排水、地盤改良を行った<br>場合の地下水位、地下水質、地盤への<br>影響等について適切に実施します。<br>これらの事後調査、環境監視の結果<br>を踏まえ、必要に応じて、追加的な環<br>境保全措置を検討し、実施します。 |
| 総論 | 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。 | 供用後の鉄道騒音・振動の影響や工事中の地盤改良を行った場合の地下水位、地下水質及び地盤への影響等についての追加的な環境保全措置の性化に当たっては、これまでの調査措置、中ででは、これまでの調査を踏まえて、特別では、まずでのは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずででは、まずでは、まず    |
| 総論 | 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。   | 事後調査の結果の公表は、関係機関と協議の上、内容を周知するために相当な期間を定め、事務所等において閲覧できるようにするほか、事業者の方法にするようにするほか、事業の方法により、工事が完了した後に適宜行う事とします。  なお、調査の結果については、本事業による環境影響を分析した結果に加え、追加的な環境保全措置の内でも報告として取りまとめ、公表します。  |

表 14-1(4) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

# 項目 九州運輸局長意見の概要 事業者の対応

## 列車走行に 伴う騒音及 び振動

列車走行に伴う騒音の環境保全措置の実施に当たっては、音源対策を基本として、以下の(i)~(iii)を適切に講ずるとともに、住居等の保全対象の位置や周辺の地形等を踏まる切に防音壁を設置する等、住居等の保全対象への騒音影響を回避・低減電のないのないのでは、踏切等防音壁の設置についてが困難な区間及び分岐器設置区間についてが困難な区間をできまた。必要な環境保全措置を講ずるよう努めること。

### (i) 転動音の低減

本工事の実施に当たっては、既設在来線路も含めた本事業区間を極力ロングレール化することや、車輪踏面の不整除去及びレール表面の平滑化等、軌道及び車両の維持管理を適切に実施し、転動音の低減を図ること。

### (ii) 車両機器音の低減

軌間可変電車の開発に当たっては、低騒音型の車両搭載機器を採用する等、適切な環境保全措置を講じ、車両機器音の低減を検討すること。また、本事業の供用後、本事業区間を走行する在来線車両についても、車両更新時期等を活用し、低騒音化を検討すること。

#### (iii) 構造物音の低減

本工事の実施に当たっては、橋梁 区間における有道床バラスト軌道 の採用、高架橋区間におけるばね定 数の低い軌道パッドの設置等、適切 な環境保全措置を講じ、構造物音の 低減を図ること。 本事業では、列車の走行に伴う騒音 を低減させるため、音源対策を基切るに、か、音源対策を適切ない。 で以下の(i)~(iii)を適切ないるとともに、生活環境を保全、対するととも所を踏まえたして検討にといる で、当また、対対に対応をいるをでで、対対に対応をできるではでは、一、当時ではでは、対応をいるでは、対応をいるでは、対応をいるでは、対応をでは、対応をできるでは、対応をできないが、対応をできるというでは、対応をできるというでは、対応をできるというでは、対応をできるというでは、対応をできるというでは、対応をできるというできない。

#### (i) 転動音の低減

本事業の実施に当たっては、既設在 来線路も含めた本事業区間を極力ロングレール化することや、車輪踏面の 不整除去及びレール表面の平滑化等、 軌道及び車両の維持管理を適切に実 施し、転動音の低減を図ります。

### (ii) 車両機器音の低減

軌間可変電車の開発に当たっては、 低騒音型の車両搭載機器を採用する 等、適切な環境保全措置を講じ、車両 機器音の低減を検討します。

また、本事業の供用後、本事業区間 を走行する在来線車両についても、車 両更新時期等を活用した低騒音化を 検討します。

#### (iii) 構造物音の低減

本事業の実施に当たって、橋りょう 区間においては、有道床バラスト軌道 の採用及び高架橋区間におけるばね 定数の低い軌道パッドの設置等、適切 な環境保全措置を講じ、構造物音の低 減を図ります。また、最新の動向を踏 まえ、実行可能なより良い技術が開発 された場合には、必要に応じて採用す るなど一層の低減に努めます。

表 14-1(5) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

| 項目        | 九州運輸局長意見の概要  | 事業者の対応  |
|-----------|--|---|
| 列車走行に伴うる。 | 列車走行に伴う振動の環境保全措置の実施に当たっては、振動源対策を基本として、ロングレール化、枕木の高剛性化・重量化、軌道及び車両の維持管理等、構造物等の環境保全措置を適切に講じ、住居等の保全対象への振動影響を回避・低減すること。また、上記の騒音対策と連携して効果的に実施すること。 | 本事業では、列車走行に伴う振動の<br>環境保全措置の実施に当たっては、振<br>動源対策を基本として、ロングレール<br>化、枕木の高剛性化・重量化、軌道及<br>び車両の維持管理、地盤改良等を検討<br>し必要な対策を実施します。<br>以上の環境保全措置を適切に講じ、<br>住居、病院、学校等の保全対象施設へ<br>の振動影響の回避・低減を図ります。<br>また、列車の走行に伴う振動の環境保<br>全措置については、列車の走行に伴う<br>騒音の環境保全措置と組み合わせ、効<br>果的に実施します。 |

表 14-1(6) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

| 衣   4−1 (0) 国工父週旬九州連制向长息兄と争未有の対応<br> |   | ス心ルこず不らいが心  |
|--------------------------------------|---|---|
| 項目                                   | 九州運輸局長意見の概要   | 事業者の対応  |
| 列車走行に 伴う騒 び振動                        | 騒音及び振動に係る事後調査を<br>切に実施し、その測定結果全対象の<br>立地状況を勘案し、住居等のな環境保<br>立地状況を勘案し、<br>(i) 「在来鉄道の騒音対策の<br>良にでしての騒音対策の<br>良にでしてで成7年12月20<br>良にでしてで成7年12月20<br>ででで成7年12月20<br>でででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 列車の走行に伴う<br>騒音の近接側に<br>がよいか<br>の事後が<br>のまでは、計画に<br>がいて、適切に<br>をでして<br>のをでして<br>のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで  |
| 列車走行に伴う騒音及び振動                        | 本評価書における軌間可変電車の<br>走行に関する予測の前提条件として、<br>過去の試験走行の結果を利用してい<br>るが、今後、当該車両や関連施設の開<br>発に伴い走行条件等の変更がある場<br>合は、騒音及び振動に係る影響につい<br>て調査、予測及び評価を行い、適切な<br>環境保全措置を講ずること。                                      | 本評価書における軌間可変電車の<br>走行に関する予測式は、平成23年6<br>月~平成25年9月に予讃線に基準<br>れた試験走行時の測定結果に基づい<br>であり、その後も別定とものであり、過小なる<br>開発を進めているため、過小なるが、<br>はなならないものと考えているが開発<br>とはならないものと考えているの<br>は、列車の走行に伴う騒音及び場合<br>は、列車の走行に伴う騒音及びらいる<br>場合に、適切な環境保全措置を講し、<br>場合に、適切な環境保全措置を講し、<br>す。 |

表 14-1(7) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

| 項目     | 九州運輸局長意見の概要   | 事業者の対応  |
|--------|---|---|
| 地下水・地盤 | 対象事業実施区域及びその周辺に<br>おける軟弱地盤の分布を把握するため、専門家等からの助言を踏まえて、<br>地質調査等を適切に実施し、その結果<br>に基づき適切な工法を採用すること。<br>また、地盤改良工事の実施に当たって<br>は、施工前に六価クロムの溶出量が、地<br>境基準値以下であることを確認し、地<br>下水の流動を阻害しない施工とする<br>こと。 | 対象区域及びその周辺は、「筑後」の<br>対象地盤沈下防止等対線の建設設工<br>対象地域であるため、新設線の建設の<br>対象地域では、対象区域及で把握なる<br>事には、対象区域のの地理を<br>における軟弱等を適切に実施とし、し、<br>を問題であるえ<br>で、地質調査等を適切に実施とし、し、<br>に、地盤改工法を検討し、し、<br>に、地盤改工法を検討し、し、<br>を用します。<br>また、に「セメント及どの六に「平成 13 年<br>4月、国土交通省大口口ムの<br>に、大価クロムとを確認<br>は、関連を<br>は、関連を<br>は、関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>を関連を<br>をであることを<br>に、下であるとを<br>に、下である。<br>に、下である。<br>に、下での、で、<br>に、下である。<br>に、下である。<br>に、下である。<br>に、下で、<br>を、大で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、下で、<br>に、に、下で、<br>に、に、下で、<br>に、に、下で、<br>に、に、下で、<br>に、に、下で、<br>に、に、に、下で、<br>に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に |
| 地下水・地盤 | 地盤改良工事に伴う地下水位、地下水質及び地盤への影響について、事前に専門家等からの助言を踏まえて工事境監視計画を策定し、工事中から工事後一定の期間まで適切に環境監視を実施すること。また、環境監視の結果については、地域の関係者に周知するために、適切に公表すること。   | 対象区域及びその周辺は、「筑後・<br>佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」の<br>対象地域であるため、地盤改良工事が<br>対象地域の地下水位、地下水質及門である下水位、地下水質の地下水位、地下水質専門である影響についる。<br>一定の影響については、当時には、当時では、が、工事では、<br>一定のがは、当時では、近時には、<br>一定のが、また、環境監視を、地域を<br>を実施します。また、環境監視が、地関係者に周知するために、関係者に周知するために、関係公表<br>します。   |
| 地下水・地盤 | 環境監視の結果を踏まえ、当該区域<br>及びその周辺において地下水位、地下<br>水質及び地盤に重大な影響が生じた<br>場合は、当該工事を直ちに中止し、関<br>係機関等と協議し、原因究明を行った<br>上で必要な対策を講ずること。   | 地下水位、地下水質及び地盤に係る<br>環境監視の結果において、対象区域及<br>びその周辺において重大な影響が生<br>じ、工事による影響であると認められ<br>る場合は、当該工事を直ちに中止し、<br>関係機関等と協議し、原因究明を行っ<br>た上で、必要な対策を講じます。   |

表 14-1(8) 国土交通省九州運輸局長意見と事業者の対応

| 項目     | 九州運輸局長意見の概要  | 事業者の対応  |
|--------|--|---|
| 温室効果ガス | 在来線車両も含めた省エネ車両の<br>導入の検討、駅施設の改良に伴う省エ<br>ネ設備の採用等により、供用時の省エ<br>ネ化を図り、供用時の温室効果ガス排<br>出量を削減するよう努めること。        | 電車等は、軌間可変電車について省<br>エネルギー型の車両等の導入に努め、<br>さらに、在来線車両についても省エネ<br>ルギー型の車両等の導入を検討する<br>とともに、駅施設は、改良を行う場合<br>は省エネルギー型の設備採用等を行<br>い、供用時の省エネルギー化を図り、<br>供用時の温室効果ガス排出量を削減<br>するよう努めます。 |
| 温室効果ガス | 低燃費型建設機械、LED照明及び<br>混合セメント等の採用、並びに温室効<br>果ガスの排出削減に留意した効率的<br>な施工等により工事を実施し、工事時<br>の温室効果ガス排出量を削減するこ<br>と。 | 建設工事においては、低燃費型建設機械、LED照明及び混合セメント等の採用、並びに温室効果ガスの排出削減に留意した効率的な施工等により工事を実施し、工事時の温室効果ガス排出量を削減します。   |